

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和 8年 3月 6日

木城町長 半渡 英俊

市町村名 (市町村コード)	木城町 (45404)
地域名 (地域内農業集落名)	広谷中央地区 (中椎木、重木、出店)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8 年 3 月 6 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

当地区は、農業者の高齢化が進み、後継者が未定の農地が13ha見込まれており、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、これからの担い手となる若手の経営体や新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。
【地域の基礎的データ】
農業者:25経営体(うち50歳代以下1経営体、後継者有5経営体)、団体経営体:1経営体
主な作物:水稻、飼料米、WCS、施設キュウリ

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

水稻と飼料用稲等のゾーニングによる中心経営体への農地集積を進め効率的な営農基盤の確立を目指す。
当地域をカバーする農作業受託組織である岩淵ライスセンターへの作業受託による農地維持を図る。
耕作放棄地を発生させないよう、農地中間管理事業の活用を図る。
新規参入を促進し、有効な農地利用を行い、集積・集約を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	72.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※
<p>当地区の農地利用は、原則として中心経営体である認定農業者等26経営体が担う。今後、中心経営体の引受以降の農地より貸付希望の農地が多くなる場合は、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> <p>農業委員会と連携し、引き続き農地所有者への意向を把握するなど農地の利用調整を図る。</p>
(2) 農地中間管理機構の活用方針※
<p>当地区では、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気やケガ等の事業で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。</p>
(3) 基盤整備事業への取組方針※
<p>担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。</p>
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※
<p>市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。</p> <p>特に新規就農者の受け入れは地域営農を守る上でも重要であるため、JAを主体に育成と受入れ体制を構築していく。</p>
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
<p>地域内で農作業の効率化を図るため町内の農作業受託組織である有限会社グリーンサービス・コスモス及び岩瀬タイセセンターへの作業委託やJAの農業支援サービスを活用するとともに、それ以外の高負荷な農作業は地域の担い手同士の協力を仰ぎ、遊休農地の発生防止を図る。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、既存の追い払い隊や自衛班の活動を強化しつつ、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②段階的に減農薬・減肥料に切り替える。
- ③スマート農業技術やICT技術を活用して農作業の負担軽減や効率的な農業経営の実現に向けて、積極的な実証実験や導入に向けた取組を推進していく。